

【CRIX 利用規約】

第1条（適用関係）

1. この利用規約(以下、「本規約」といいます)は、日本情報クリエイト株式会社(以下、「乙」といいます)の提供する CRIX(以下、「本サービス」といいます)を利用する者(以下、「甲」といいます)に適用されます。
2. 乙は本サービスを構成する個別のサービスや機能毎に、別途規約、利用条件、同意事項等(以下、「個別規定」といいます)を設ける場合があります。個別規定は本規約の一部を構成するものとし、個別規定が本規約に定める内容と異なる場合には、個別規定の内容が優先されます。
3. 本規約に記載のない事項については、基本規約の規定が適用されるものとします。

第2条(データの性質)

1. 本データは、乙が保有する賃貸住宅管理データを基に、統計的手法により加工・集計した指標データであり、特定の物件、個人又は法人に関する情報を特定できるものではありません。
2. 本データは募集情報その他の公開情報とは異なる性質を有します。

第3条(データの内容)

1. 本データは、賃貸住宅に関する統計指標として、平均賃料および空室率の2種類のデータから構成されます。これらのデータは、地域、間取り、床面積および住宅種別(アパート/マンション)ごとに算出されたものです。
2. 本データは月次の時系列データとして提供され、平均賃料については最長 2010 年 1 月から、空室率については最長 2020 年 1 月からのデータを含みます。
3. 本データの対象地域は、日本国内の全ての都道府県および乙が別途定める自治体とします。

第4条(データの提供方法)

1. 本データは、CSV 形式のファイルとして提供されます。
2. 提供は、乙が指定するクラウドストレージを通じて行い、甲は当該ストレージからダウンロードする方法により取得するものとします。
3. 本データは、原則として月に一度、対象月の翌月下旬に提供されます。

第5条(免責事項)

1. 乙は、本データの正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性について、いかなる保証も行いません。
2. 甲は自己の責任において本データを利用するものとし、本データの利用に起因して生じたいかなる損害についても、乙は責任を負いません。

第6条(データの更新および変動)

1. 本データは月次で更新されるものであり、乙は、算出方法の変更、元データの修正その他の理由により、過

去に提供されたデータについても遡及的に変更することができます。

2. 本データは乙の管理データに基づき毎月再計算されるため、管理対象物件の解約、滅失その他の事由に伴う統計の母集団の変動により、過去の特定时点の数値が、当該時点において過去に提供された値と異なる場合があります。

3. 甲は、本データが固定的な数値ではなく、再計算等により変動し得るものであることをあらかじめ了承するものとします。

第7条(利用範囲)

1. 甲は、本データを自社の内部利用に限り使用するものとし、乙の事前の書面による承諾なく、第三者への提供、販売、再配布、公衆送信又はこれらに準ずる行為を行ってはなりません。

2. 甲は、本データについて、その形態または手段を問わず、人工知能(AI)、機械学習モデル、大型言語モデル(LLM)等の開発、訓練、学習、微調整(ファインチューニング等を含む)のために利用してはなりません。

3. 甲は、本データについて、入力情報の再学習又はサービス改善等に利用される可能性のある生成AIサービス等に入力してはなりません。

第8条(再識別の禁止)

甲は、本データを用いて、元となる個別データ、物件、契約情報又は特定の管理物件等を推定、特定又は再識別する行為を行ってはなりません。

第9条(権利帰属)

1. 本データに関する著作権その他一切の知的財産権は乙に帰属します。

2. 本契約は、甲に対して本データの利用権を許諾するものであり、権利の譲渡を意味するものではありません。

第10条(算出方法の変更)

1. 乙は、本データの品質向上その他の理由により、指標の定義、算出方法、集計方法、分類区分等を変更することができます。

2. 当該変更により、過去データとの連続性が失われる場合があります。

第11条(データの制限)

乙は、統計的信頼性又は情報保護の観点から、特定の地域、間取り又は区分においてサンプル数が一定数に満たない場合、当該データの提供を制限又は加工することができます。

第12条(公表に関する制限)

甲は、本データを用いた分析結果を対外的に公表する場合には、乙の事前承諾を得るものとし、かつ、乙が定める引用方法及び出所表示に従うものとします。

第13条(提供の停止)

乙は、システム保守、障害その他やむを得ない事由により、本データの提供を一時的に停止することができます。

第14条(料金の支払い)

1. 甲は、本データ(本サービス)の利用の対価として乙が別途定める料金(初期費用、月額利用料、その他利用料および消費税の合計を含むがこれらに限られません。)を支払うものとします。料金の金額又は算定方法(料金の変更を含みます。)は、基本規約の定めに従います。
2. 料金の支払期日、支払方法(口座自動振替又は乙指定口座への振込を含みます。)、振込手数料の負担その他料金の支払に関する条件は、基本規約の定めに従います。

第15条(セキュリティ対策)

1. 甲は、本データの漏えい、滅失又は毀損等(以下「漏えい等」といいます。)を防止するため、自らの責任と費用において、本データにかかる安全管理措置を講じなければなりません。
2. 本データの漏えいが生じたときは、甲は、自らの責任と費用において、乙の指示に従い、乙の損害を最小限にとどめるために必要な一切の措置を講じなければなりません。

第16条(監査及び是正指示)

1. 乙は、甲による本規約の遵守状況及び本データ(本サービス)の利用実態を確認するため、合理的な範囲で、甲の事前の書面による同意(合意)を得たうえで、甲の業務、施設、サーバーシステム、帳簿書類及び本データに関連する電子データを監査することができます。
2. 前項の監査の結果、乙から甲に対し不備の指摘や是正指示がなされたときは、甲は、直ちに是正措置を講じ、乙に対し、その結果を報告しなければなりません。

第17条(契約終了後の措置)

事由のいかんを問わず、本サービスにかかる甲乙間の契約が終了したときは、甲は、本データの利用を直ちに中止し、自らの責任と費用において、受領済みの本データ(その一切の複製物、加工物を含む。)を、乙の指示に従って、速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

第18条(損害賠償)

甲が、第7条(利用範囲)若しくは第8条(再識別の禁止)の規定に違反し、又は正当な理由なく第16条(監査及び是正指示)に規定する監査ないし是正指示に従わないことにより乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、当該損害(弁護士費用及び逸失利益を含みます。)の全部を賠償しなければなりません。